

令和4年度第1回登別市子ども・子育て会議 会議録

- 1 日時
令和4年8月16日(火) 18時00分～19時00分
- 2 場所
登別市役所議場
- 3 出席者
 - (1) 委員
寺岡委員 濱田委員 高嶋委員 浜委員 堀井委員 稲葉委員 木村 義恭委員
村田委員 河上委員 鳴海委員 阿部委員 伊勢谷委員 木村 園美委員
 - (2) 事務局
沼田保健福祉部長 平田保健福祉部次長 川村こども育成グループ総括主幹
福土こども家庭グループ総括主幹 若松こども育成グループこども育成担当主査
岩崎こども家庭グループこども家庭担当主査
- 4 議事
 - (1) 会議の運営について
 - (2) 認定こども園の整備・運営事業者の募集について
 - (3) その他
- 5 配布資料
 - (1) 資料1 登別市子ども・子育て会議条例
 - (2) 資料2 登別市子ども・子育て会議の運営について
 - (3) 資料3 認定こども園の整備・運営事業者の募集について
 - (4) 資料4 公立保育所民営化方針
 - (5) 資料5 市内教育・保育施設における利用定員と利用実態
- 6 会議録
 - (1) 開会
 - (2) 主催者あいさつ
・沼田保健福祉部長から主催者挨拶
 - (3) 委員及び事務局の紹介並びに配付資料の確認
・昨年秋の委員改選後、初の対面会議のため、事務局から委員紹介。
・委員名簿、座席表及び本日配布資料の確認。
会議次第
資料1 登別市子ども・子育て会議条例
資料2 登別市子ども・子育て会議の運営について
資料3 認定こども園の整備・運営事業者の募集について
資料4 公立保育所民営化方針
資料5 利用定員と入所定員に関する資料
の合計6種類。
【資料の訂正】
資料5の※4について、
誤：「保育は、2号認定を受けた児童の数である。」
正：「保育は、2号及び3号認定を受けた児童の数である。」

(4) 議事

議題1 会議の運営について

- ・事務局一任により、会長を登別市校長会の寺岡委員を事務局から推薦
異議はなく、会長を寺岡委員に決定。
- ・会議の公開等について、資料2、事務局（案）のとおり異議はなく、事務局（案）に決定。

議題2 認定こども園の整備・運営事業者の募集について

事務局から、資料3、資料4、資料5を必要に応じて説明を行った。

〔説明概要〕

- 今回の審議事項について、新生町3丁目13番地1の一角に整備予定の幼保連携型認定こども園の利用定員の設定に関することを説明した。(子育て支援法の第77条第1項に掲げる特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項にあたる)
- 資料4の8ページを用いて、
 - ①市内には5箇所の保育所があり、そのうち3箇所は民間委託していること。
 - ②民営化計画においては、市内保育所のすべてを民営化対象にしていること。
 - ③民営化は段階的に行うことにしており、まずは民間委託を経て、民設民営の施設運営を目指していること。
 - ④民設民営化の順番は、海岸に近い栄町保育所について、令和4年度に新たな施設の整備・運営事業者を募集・決定、令和5年度に着工、令和6年度に認定こども園として開園予定であり、その後は幌別東保育所の民営化の時期や場所を検討すること。
 - ⑤本日の会議では、栄町保育所の民営化に関する説明を行う。
- 次に資料3を用いて
整備する認定こども園の概要として、
 - ①整備する施設・・・幼保連携型認定こども園
(保育所ではなく、幼保連携型認定こども園である理由については、3歳以上児に限り、現在、年度途中で、保育の要件がなくなった場合であっても、教育枠での受入ができる環境を整える為と説明)
 - ②利用定員・・・保育定員90人、教育定員20人以内
(資料5を用いて、利用定員の設定期限について、保育定員は現在の栄町保育所の利用定員を維持し、新たに定める教育定員は、令和4年7月時点で市外幼稚園を利用している155人いるが、少しでも本市で受け入れることができる環境を整えるためと説明)
 - ③整備地・・・登別市新生町3丁目13番地1のうち、約3,500㎡
(周辺には市営千代の台団地があり、今年度中には子育て支援住宅が建設されることから、この場所に認定こども園を整備することで、地域で一体的に子育てを行える環境を目指していること)
 - ④募集する整備運営事業者・・・市内に事業所を有する社会福祉法人または学校法人
(現在委託している保育所の委託先も市内の社会福祉法人及び学校法人であり、この地域に根ざした保育、教育を実践していることが理由であること)
- 事業のスケジュール（案）
 - ・8月下旬 募集要項の公表、9月下旬 提案書の提出、10月中旬 選定委員会（プレゼンテーションを実施）、10月末 整備・運営事業者の決定、11月以降 子ど

- も・子育て会議、地域説明会の実施
- ・令和5年度 施設整備事業の着手
- ・令和6年度 新たな認定こども園の開園

【質疑・意見交換】

(委員)

- ・1点目は、海岸に近い保育所から、民営化を行う理由は。
- ・2点目は、事業者の募集スケジュールについて、公募から約2か月で選考委員会にて決定のようだが、市側、事業者側として、十分なスケジュールなのか。
- ・最後に、プロポーザル方式とはどのような手法なのか。

(事務局)

- ・海岸沿いの保育所から民営化を行う理由としては、津波の心配があるためである。
- ・また、昨年7月に北海道が公表した新たな「津波浸水想定区域」においては、これまでの想定以上の津波の影響を受けることが判明したことから、海岸沿いよりも内陸側に移設することの必要性が明らかになったところである。
- ・スケジュールについては、先行自治体の例を参考に設定した。
- ・プロポーザル方式は、提案事業者が保育・教育方針も含めてどのような施設としたいかを提案する内容であり、提案を受けた本市が、本市が求める保育・教育方針と合致しているかを見極めるものである。

□事務局から、資料の3の裏面の内容を説明を行った。

〔説明概要〕

- ・事業の実施に伴う整備・運営事業者への財政支援については、大きく分けて、国の制度に基づく支援と本市の独自支援を検討している。
- ・特に、本市の独自支援については、全国的に見てもほとんど行っていないものであるが、民設民営の認定こども園への移行は、市の政策として推奨しているものであり、本市としても、思いを一緒にしている事業者の負担を軽減したい。
- ・国庫補助について、幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、保育所部分の整備に対しては、「保育所等整備交付金」を活用し、幼稚園部分の整備に対しては、認定こども園施設整備交付金を活用することになり、補助基準額は合計で325,500千円であるが、そのうち国が1/2、市が1/4、事業者が1/4であり、それぞれ162,750千円、81,375千円、81,375千円の負担割合である。
- ・市の独自補助について、4つの内容を検討している。

①施設整備に対する補助

国の補助基準額を超える本体工事費及び設計料のほか、外構工事、遊具、机や椅子などの国庫補助の対象とならない経費の一部を補助するものであり、補助額の算定にあたっては、基準額超過分と補助基準割合の1/4を比較し、低い額に3/4を乗じた額を補助する。

②借入金の償還利子に対する補助

国庫補助における事業者負担額を上限として、金融機関等からの借入により資金調達を行った場合、各年度の償還にかかる利子相当額の一部を、借入期間のうち供用開始から最大10年間補助する。

この①と②は、今後の保育所の民営化においても基準になるものである。しかし、次の③と④については、新生町3丁目のこの場所特有の事情により補助するもので

ある。

③土砂搬出処分費に対する補助

今回の整備地として指定する土地は、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、土砂を当該区域から搬出する場合には、汚染土として適切な処分を行う必要があり、その費用を10,000(千円)を上限に補助する。(金額については、市営住宅建設時の費用を参考に試算した。)

④土地賃貸料の軽減

市が指定している市有地に認定こども園を建設することになることから、その賃借料について、事業者の負担軽減を行う目的で、建設中及び建設から5年間は100%減免、6年目から段階的に減免率を0に近づけて、10年目からは、本来の賃借料とする。

【質疑・意見交換】

(委員)

- ・市の独自補助が、他の自治体に比べ、ずいぶん手厚いことがわかった。しかし、ここまでの支援を行わなければ、なかなか手を上げる事業者がいないのか。私は正直、不思議に思っている。

(事務局)

- ・これから子どもの人口が減少していることが見込まれる中では、幼稚園や保育所を運営する事業者はなかなか将来を見通せないと感じている。
- ・市には、市立幼稚園があったが、民間にその役割を担っていただくということで、廃園とした。そして、今度は保育所を幼稚園を含めた中で、民間にその役割を担っていただきたいという思いで、保育所の民営化を進めている。
- ・参入する事業者は、いろいろなリスクがあると考えており、そのような中で手を上げる事業者に対して手厚く支援を行うことにより、子どもを育ていく環境を維持していただきたいという市の強い思いの表れであると理解していただきたい。
- ・市の独自補助は、建設場所を指定していることによる負担増を支援したいという思いと、借入金にかかる償還利子支援のほか、材料費が高騰しているなのでその部分を支援することが必要と考えた。
- ・手厚い支援と思っていただけなのであれば、我々としても良かったと思っている。

(委員)

- ・以前、市では、子育てしている方を対象にアンケートを行ったが、その時の要望は、公園や遊び場の整備ではなく、医療費や保育料の無償化といった金銭面の補助が多かったように記憶している。そこで、民間が保育施設を運営するのであれば、制服代などの実費負担が発生するのは理解するが、民設民営の保育施設と公立の保育施設とでは、保育料に差が生じるのか。高くなることはないのか。

(事務局)

- ・保育料に関しては、国の基準によるため、民間と公立で差はでない。ただし、質問の中であったように、制服代や特別な教材などの国の基準では賄えない費用については、事前に保護者にお知らせした上で、負担いただく事例がある。

議題3 その他について

- ・令和3年度第1回登別市子ども・子育て会議（書面開催）時に配布した資料内容のうち、「幌別・常盤児童館の移転改築」の進捗状況について、事務局から説明を行った。

【説明概要】

- ・現在、幌別東小学校の地域にある幌別児童館、幌別小学校の地域にある常盤児童館・児童クラブは、令和7年4月1日に幌別東小学校が幌別小学校に統合されること、また、施設が老朽化していることから、令和6年9月にこれらの児童館・児童クラブを集約し、幌別小学校敷地内のプール跡地に新たな児童館を開設することとして事務を進めている。
- ・進捗状況は、これまでに敷地内のプールの除却を完了させており、今後は、跡地の地盤を調査する地質調査やプール除却後の敷地の状況を測量する現況測量を実施する予定である。
- ・建物については、建物の配置や形状等の基本的な設計を行う基本設計を、設計業者に委託し、委託業者と設計に関する協議を進めている。
- ・この基本設計終了後は、建物を建てるための詳細な設計や使用部材等を設定する実施設計をすすめ、令和6年2月から建設工事に着手する予定。
- ・本児童館は、床面積400㎡以上となり、市内で一番大きな児童館となる予定である。
- ・現在の幌別東小学校区及び幌別小学校区の多くの児童に利用して貰うため、多くの児童の声を聞く必要があると考え、両校に依頼し、全児童を対象とした、好きな遊びなどに関するアンケートを実施している。

【質疑・意見交換】

全体を通して、再度質疑・意見交換を行った。

（委員）

- ・今年は第2期子ども・子育て支援計画の中間年度であることから、各団体がそれぞれ描く将来の登別市の子どもたちに対する課題を出し合うことが必要。
- ・将来の教育・保育需要を推計するにあたっては、小中学校の統廃合問題にも密接に関係してくる。
- ・また、登別市から市外の幼稚園に通っている児童数も相当数いる現状も考慮する必要がある。
- ・今後どのように進めていくのか、スケジュールや協議内容についての考えをお示し願いたい。

（事務局）

- ・今後の会議の予定は、9月末に定員の設定に関する会議の開催を予定している。
- ・次に認定こども園の整備・運営事業者が決定した後の11月以降に、中間見直しについても協議できればよいと思っている。

以上